

いつもご利用いただきありがとうございます。
カスタマーサクセス部です。

令和7年4月1日からの医療DX推進体制整備加算について、

「マイナ保険証の利用率」とともに、
「電子処方箋導入の有無に関する要件」が設けられ、
区分が1～6の計6区分に変更となります。

○4月以降の医療DX推進体制整備加算○

医療DX推進体制整備加算1～3（8～11点）…電子処方箋必要

医療DX推進体制整備加算4～6（6～9点）（新設）…電子処方箋不要

【重要】

令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている医院様で、

4月以降医療DX推進体制整備加算1～3を算定する場合、
届け出の出し直しが必要になりますのでご注意ください。

届け出が受理されましたら、設定をお願い致します。

1. メインメニューから右側にある【8. 設定その他】をクリック
2. システム初期設定をクリック
3. 左下の届け出欄より【医DX（電子処方箋有）】をチェック
4. 左側のボックスに、算定開始日を打ち込み、OKで閉じる。

※医療DX推進体制整備加算4～6を算定する場合は設定不要/再度の届け出も不要

届出内容の詳細等については管轄の厚生局様へお問い合わせください。

■マイナ保険証利用率(実績令和7年1月～)

医療DX推進体制整備加算1・4 45%

医療DX推進体制整備加算2・5 30%

医療DX推進体制整備加算3・6 15%

また、カスタマーサポートの電話番号が記載されているシールに、QR コードを載せております。

スマートフォン等で読み込んでいただき、
検索バーに「医療 DX」と入力し、検索して下さい。

本投稿に記載されている内容や、よくある質問を画像付きでより詳しく確認することが出来ます。

この機会に是非、ご確認お願い致します。